

平成27年度「山梨県青少年の非行・被害防止強調月間」実施要綱

1 趣旨

山梨の未来を担う青少年が夢と希望に満ち、心身ともに健やかにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであり、そのためには社会全体で青少年を取り巻く問題を真摯に受け止め、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要である。

急速に進行する少子高齢化をはじめ、情報化、国際化、消費社会化等が進み、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年をめぐるっては、平成26年における本県の刑法犯少年の検挙補導人員は、309人と前年より74人減少、また、不良行為で補導された少年は、3,743人と前年より728人減少しているが、全刑法犯検挙人員の約5人に1人が少年であることから、依然として予断を許さない状況となっている。

具体的には、いじめや薬物乱用、スマートフォンを始めとする新たな情報機器の所有率の変化とサービスの急速な浸透に伴う被害の増加等がある。さらに、大人が関与する児童虐待事件や児童ポルノ事件等があり青少年をめぐる問題は、非行及び被害の両面においても深刻化している。

このような状況を踏まえ、大人は、一人ひとりの青少年を健やかに育むために、青少年の非行・被害防止を社会全体の責務としてとらえ、「やまなし子ども・若者育成指針」に掲げられた関連施策を着実に推進するとともに、家庭・学校・地域、関係機関及び関係団体等が相互に連携し、社会全体が一体となった取り組みを進めることが重要である。

県では、内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）に呼応し、青少年の非行・被害防止について、県民の理解を深め、行政はもとより関係機関・団体、地域住民等が相互に連携・協力して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなど、各種の取り組みを集中的に実施する。

2 期 間

平成27年7月1日（水）から同月31日（金）までの1か月間

3 主 唱

山梨県青少年総合対策本部

4 参 加

各市町村青少年総合対策本部

（公財）山梨県青少年協会（青少年育成山梨県民会議）

各青少年育成市町村民会議

青少年育成関係機関、団体等

5 重点課題及び主な実施事項

(1) 重点課題1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないように、警察、教育機関等の関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、児童ポルノの提供・公然陳列、他人のID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、出会い系サイトへの禁止誘引行為の書き込み等の違法行為の実態、インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態、インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、ネット依存を考慮したインターネット利用に関する親子間のルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性、及び犯罪の被害やトラブル等に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発を行う。

また、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応として、青少年のインターネット利用に係る保護者の責務を始め、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）の内容について一層の周知に努めるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第2次）（平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、民間団体の取組の支援等の関連施策を着実に推進する。

さらに、インターネット・ホットラインセンターの役割等の周知を図り、同センターへ違法・有害情報の通報を促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高める。

このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）や「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

(2) 重点課題2 有害環境への適切な対応

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、本県の「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(3) 重点課題3 薬物乱用対策の推進

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、危険ドラッグについては、インターネット上における販売サイトが海外サーバーを経由するなど悪質化しており、憂慮すべき状況にある。スマートフォンの急速な普及等を背景に、青少年への広がり懸念されることから、覚醒剤、大麻等の乱用防止対策と併せて、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、危険ドラッグの危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(4) 重点課題4 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

とりわけ少年の被害者の割合が増加傾向にあるストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、非行防

止教室の開催などにとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に負担させない取組を推進する。

このほか、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら社会性、主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

(5) 重点課題5 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保を通じた立ち直り支援を推進する。

少年一人ひとりの問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の子供を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労支援・就学支援を一層推進する。

(6) 重点課題6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童虐待対応を念頭に3桁化される児童相談所全国共通ダイヤル「189番」、「ヤングテレホン」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図る。また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、ちゅうちょすることなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等における誹謗中傷の書き込み等「ネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題

行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。さらに、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付けるための法教育を推進する。

(7) 重点課題7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

青少年が児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者になることのないよう、学校や関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的な広報啓発を行う。

さらに、近年増加傾向にある児童ポルノについては、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民、事業者、関係団体等との連携の下、各府省庁において施策を推進し、「児童ポルノは絶対に許されない！」という社会的意識を高め、被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援の充実等の取組を推進する。

また、インターネット関係事業者や風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

特に、出会い系サイトやコミュニティサイトの危険性について周知啓発を行うとともに、多発しているコミュニティサイトに起因する犯罪や、スマートフォンの普及に伴い発生しているアプリに起因する犯罪から子供を守るため、フィルタリングや、アプリの起動等を制限する機能制限アプリ等の利用普及、関係事業者による自主的かつ実効性あるゾーニングの導入及びミニメールの内容確認の支援を一層促進する。

6 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、県民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。